

島根県「障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」策定における
意見の趣旨説明について

団 体 名： 浜田市身体障害者福祉協会
記入者氏名： 会長 西田正行

県へ提出する意見

知事部局等宛て

- ① 本対応要領に懲戒処分規定を明記すべきである。法律により差別禁止と合理的配慮の不提供が禁止されているので、不当な差別を繰り返したり、過重な負担が無いにもかかわらず合理的配慮の不提供を繰り返す場合は懲戒処分やその他の措置をすべきである。人権擁護を推進する立場の行政職員の対応要領に制裁規定がないのは間違っている。
- ② 合理的配慮の提供については障害の特性や配慮すべきことの内容がわからないと対応できないと考える。合理的配慮という言葉を知るといふ職員も多いと思われるので要領に加えて障害の特性や困りごと、配慮すべきことを簡潔に分り易く表したマニュアルを作成し周知徹底をはかるべきである。

教育庁等宛て

同 上

県立学校宛て

同 上

警察本部宛て

同 上

島根県「障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」
策定における意見の趣旨説明発表について

団 体 名： 出雲市身障者福祉協会

記入者氏名： 会長 竹下英治

県へ提出する意見

知事部局等宛て

- ①『障がい』と『障がい者』を条文の中で注釈的に説明がしてあるが、県警訓令のように一つの条文として定義していただいた方がわかりやすい。
②留意事項第1条内の『財』は財産？『財』の意味が分かりにくいので平易な言葉に置き換えられないでしょうか。

教育庁等宛て

- ①『障がい』と『障がい者』を条文の中で注釈的に説明がしてあるが、県警訓令のように一つの条文として定義していただいた方がわかりやすい。
②留意事項第1条内の『財』は財産？『財』の意味が分かりにくいので平易な言葉に置き換えられないでしょうか。

県立学校宛て

- ①『障がい』と『障がい者』を条文の中で注釈的に説明がしてあるが、県警訓令のように一つの条文として定義していただいた方がわかりやすい。
②留意事項第1条内の『財』は財産？『財』の意味が分かりにくいので平易な言葉に置き換えられないでしょうか。
③教職員に対する研修開始時期を明示できないか。

警察本部宛て

第2条の『害』のひらがな表記を島根県と同じとする。その他の条項もあれば合わせる。

※対応要領案は複数ありますので、どの案への意見かがわかるように口に☑を記入してください。

障がい者差別解消法に基づく島根県の対応要領（案）に対する意見書
公益社団法人島根県視覚障害者福祉協会

1. 対応要領には障害者権利条約の精神に則ることを最初に明記ください。また、不利益的な取り扱いをするだけでなく、社会的障壁の除去の推進も明記してください。
2. 苦情処理窓口を増やし、処理のための第三者機関を設けてください。
3. 情報の提供を保障してください。
 - ①ホームページなどは画像などでなく、テキストに変換して読めるようにしてください。
 - ②研修会や講習会でプロジェクターを使用される場合は事前にあるいは事後にデータを送付してください。
 - ③総務事務所システムを完全に音声化対応にしてください。
 - ④点字入りの名刺の普及とともに視覚障害者でも認識できる商標にしてください。
 - ⑤盲ろう者にはデータによる情報の提供も考えてください。
4. 移動のバリアを緩和してください。
 - ①目的の場所に案内される時は、視覚障害者の場合、手引き（ヘルプ）が必要かを確認し、本人の希望する方法で案内してください。
 - ②誘導チャイム、音声信号機、点字ブロックなどを整備し、自力で移動できるようにしてください。
5. 防災訓練は障害者も含めた訓練を行い、災害時にスムーズに避難できるようにしてください。
6. 研修啓発のために障害当事者も講師にしてください。

県ろうあ連盟

島根県「障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領（案）」への異見について

知事部局等宛て(県庁、各事務所など)

1. 銀行、郵便局、税務署や消防署等の行政機関、各地の公民館でも手話教室を開催する等のご配慮をお願いしたいです。
2. 県の機関に見てわかるように電光掲示板の設置をお願いしたいです。
県の機関の場所を TVCM やパンフレット等で PR していただきたいです。
また、建物や事務所内の配置図を設置していただきたいです。
窓口も見てはつきりわかるように目立たせていただきたいです。

聴覚障害者

教育庁等宛て

1. 特支教室でもきちんと~~アシ~~が~~白ミ~~とれるようにしていただきたいです。
災害時、「支援者」や耳マークの表示をしたベストを着用していただきたいです。

コミュニケーション

県立学校宛て

1. 職員も手話の勉強していただきたいです。

警察本部宛て

1. まずは警察の方に手話を学んでいただきたいです。
2. 現在、交通事故の時、ろう者が運転手や当事者である場合、警察の方が、手話通訳などコミュニケーションの保障をしないまま対応しておられます。また、落とし物や、ろう者が捕まった場合など含めて、すぐに手話通訳者を呼んでいただきたいです。
3. 振り込め詐欺などの防止に対する情報提供がろう者には TVCM など見ただけでは没解するおそれがありますので手話をつけていただきたいです。

知事部局等宛て

教育庁等宛て

県立学校宛て

警察本部宛て

共通

1. 相談を受ける場所で、相談担当者が直接手話で対応することができない状況があります。
ろう者は手話で話して初めて、自分の気持ちや考えを表現でき、相手の言いたいことや気持ちを理解できます。
2. 筆談する時に簡潔に、直接的表現を使って書いていただきたいです。

県（知事部局）への意見

原発の避難訓練の時はろう者も参加させて下さい。聞こえる人がろう者の代わりに参加するのではなく、ろう者本人が参加することで、実際に事故が起きた時、どういった支援が必要か明確になるためです。

島根県「障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」 策定における意見の主旨説明発表について

島根県手をつなぐ育成会

【全体を通して】

- 1 この対応要領は、職員向けに作成されたものと考えます。従って、ルビ付きの要領は、漢字が判読困難な職員が対象とされていると思います。非常によく配慮であるとは思いますが、差別解消法の施行によって雇用機会が広がる知的障がい者、発達障がい者においては、より平易な文章、日常的に使用していることばによる解説、イラスト等を使用することで、より分かりやすい対応要領になると考えます。法の主旨を活かすためにも、この策定作業に併せて是非とも取り組んでいただきますようお願いいたします。
- 2 文章表現に行政独特の言い回しが多く使用されていることは、対応要領が職員を対象にしているため、致し方のないところではあります。しかし、施行、実施にあたっては、一般の方の理解が必要であることを考える時、より平易な文章で表現していただくことで、県、教育庁、学校、警察等の取り組みへの理解が一層深まるものと考えます。
- 3 上記したとおり、法の施行に吾縦は、関係機関だけで達成できるものではないと考えます。対応要領の中には、「周囲の者の理解を得た上で・・・。」という表現もされているように地域社会への啓発も求められていると考えます。是非とも、その取り組みを対応要領に加筆していただきたいと考えます。

また、障がい当事者からの意思表示に対する具体的な対応については記載してありますが、当事者に対するアナウンスについては、窓口の設置しか記載されていないことに物足りなさを感じざるを得ません。窓口が分かって始めて意思表示に繋がると思います。この点については、当事者の権利擁護の視点からもさらなる取り組みをお考えいただけますようお願いいたします。
- 4 学校、教育庁におかれましては、障がい児者への対応について専門的なスキルをお持ちの方も多数いらっしゃるかと安心しております。しかし、知事武俠、警察等につきましては、この分野において面接技法等の専門的なスキルをお持ちの職員は未だ少なく、その方たちが窓口対応のスタッフとして配置されることも難しい状況であることは容易に推察されます。一人でも多くの職員の方に、障害について理解を深めていただき、双方が気持ちが良いと感じられる対応をしていただきたいと考えております。対応要領の巻末に付されている「あいサポート」はそのための資料であると理解しております。しかし、私たちの子どもたちを文面だけで理解することは非常に難しいと思われま。是非とも育成会など保護者、家族で構成する団体、当事者本人で構成される団体等にお声かけいただき、お話をさせてもらいたいと思います。さらに理解を深めていただくことが、この法律の主旨を具現化することに繋がると考えます。

全国心臓病の子供を守る会島根県支部

知事部局等宛て

- ① 福祉制度等の受給が「申請主義」のため、障害者本人・家族が自ら情報を取得し、手続きをすることになっている。情報が細切れで多岐にわたり、受付窓口も多数あり手続きが煩雑である。診断がつき、申請したい時期は、子どもは入院し、母親は付き添っている場合が多く、そこまで頭も手も回らない。受給漏れも少なくないと思われる。行政窓口でのワンストップサービスや患者の多い病院での受理など工夫して、当事者の負担を軽減してほしい。「障害者なんでも相談」のような窓口があるとわかりやすい。
- ② NHK 受信料の免除をうけていた障害者が、その後、課税になり資格がなくなった場合は直ぐに支払い通知が来る。自治体から個人の課税情報がNHKにわかる仕組みになっている為だが、逆にその後、住民税非課税になった時に通知がないのは不合理ではないか。
- ③ 優先駐車場のマークが車いすになっており、内部障害者は止め難い。右の写真のようなものに変更していただきたい。
- ④ 仕事はできるのに「心臓病」というだけで、怖がられて就職が困難な傾向がある。重度でも、多くが、定期受診をして、無理をしなければ十分働けることへの理解を広げて頂きたい。
- ⑤ 障害者雇用で入社しても、その後の配慮がなく過重労働で体調を崩し退職する場合が少なくない。その人に合った労働時間を定め、定期受診は有給で遠慮なく休めるなどの配慮をしてほしい。半年に一度位は、本人から様子を聞く仕組みを検討していただきたい。
- ⑥ 人工呼吸器、補助人工心臓・酸素など機械を使って生命を維持している患者をデータ化し、災害時に必要な発電機・水などをどこから共有するのか明確にしてほしい。災害の規模によりいくつかの案が必要。



教育庁宛て

- ① 学校へのクーラー設置をお願いしたい。
- ② 高校受験への配慮として、運動制限のある中学生が体育や課外活動に参加できないために内申点が低くならないよう、中学校に徹底していただきたい。
- ③ 校外学習やプール授業などへの付き添いは、原則として家族に求めないでいただきたい。

しまね盲ろう者友の会

【知事部局宛】

1.盲ろう者の参政権の保障

①情報保障

・立候補者の政策を知りたくても現在の情報保障だけでは、視覚と聴覚に障害がある盲ろう者は知る術がない。公費による盲ろう者一人一人に合ったコミュニケーションで情報提供がなされないと盲ろう者は社会から取り残されている。

②投票権

・盲ろう者は投票所での移動は困難である。通訳介助員の移動支援が必要である。また、視覚に障害があるといっても全員が点字での読み書きを習得しているわけではない。見え方も異なるため投票用紙が見えず自署が出来ない盲ろう者がいること理解して欲しい。投票所での通訳介助員の同行を認めて頂くようお願いしたい。

2.保険の手続きでの代読、代筆を認める

・実際にあった事例です。

盲ろう者の携帯電話が故障したため、通訳介助員と携帯電話の代理店に行った。保険を使い修理するには保険申込書に盲ろう者本人の自署が必要との由。しかし、視力は全盲に近いため自署が出来ない。盲ろう者本人が自分の障害を説明し通訳介助員の代筆でとお願いしたが本人の自署しか認めないとの由。仕方なく署名するが見えない為、枠からはみ出したり、字が重なってしまう。すると担当者が「こんな書き方では困る。真面目に書いて欲しい」。

見えないから書けないと言っているのに書け、話すことが出来ないのに話せというのは、あまりに理不尽である。

3.道路の整備

①景観重視での道路整備は考慮して欲しい

1) 出雲大社の神門通り

・車椅子方にとっては段差がなくバリアフリーかもしれない。しかし、盲ろう者にとっては非常に恐怖を感じる通りである。段差が無いだけでなく、車道と歩道のコントラストがない為、車が歩道にはみ出て走行することもある。

2) 点字ブロック

・点字ブロックが黄色というのはアスファルトの黒に対し黄色がはっきり見えるということからである。しかし景観重視で建てられた建築物では床材の色と同じ色、材質でブロックを配置している。(いきいきプラザなど)本来の目的を理解していただきたい。

②案内板等の情報保障

・外国人観光客の増加に伴い、英語、中国語、韓国語等の案内版設置が増えているように、点字、拡大文字など障がい者への対応もお願いしたい

4.情報保障

・外国人観光客の増加に伴い、英語、中国語、韓国語等のメニューを準備する飲食店が増加してきている。しかし、点字や拡大文字のメニューがある飲食店は少ない。行政から指導をしていただきたい。

【教育関係】

1.盲ろう児への教育環境

①盲ろう児が教育を受ける場合「盲ろう」という法的区分がない為、「盲学校」「ろう学校」どちらかの選択をしないといけない。どちらか選択というのではなく「盲ろう」の特性に合った教育をお願いしたい。

②盲ろう児が教育を受ける場合、その盲ろう児に会ったコミュニケーションが出来るよう、通訳介助員の派遣など情報保障をきちんとお願いしたい。

2.盲ろうという障がいの周知

①現場の教員、児童、生徒たちへ「盲ろう」という障がいを周知、理解していただきたい
・子どものころから「盲ろう者」を正しく知ることにより、偏見、差別等が少なくなる。
ただ本や資料を見るだけでなく、「盲ろう者」に直接会い、交流することが大切。

【警察】

1.盲ろう者の存在を知って欲しい

2.緊急連絡方法

・盲ろう者が警察に連絡したい場合、自ら「110」に連絡することは出来ない。

3.コミュニケーションの保障の確保

・事故等あった場合、盲ろう者からも聞き取りが出来るよう、通訳介助員の派遣などコミュニケーションの保障の確保をお願いしたい。

島根県「障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」
策定における意見の趣旨説明発表について

団体名：(公社)日本てんかん協会島根県支部
氏名：三島ハルエ(事務局)
連絡先 TEL/FAX0852-23-5320
E-mail: sosyun@gol.com

県へ提出する意見

対応要領(案)は、慣れない文言等と「配慮」という漠然としたわかりにくさがあったので、今後の施策等に機能的に反映していくため、日常的に困っていることを意見として挙げさせていただきます。よろしくお願いいたします。

知事部局等宛て

てんかんの正しい理解の啓発

- ・100人に一人の罹患率と言われているが、年齢層の幅広さ(子供から高齢者)、発作のタイプ、症状などそれぞれの生活上の困難さが、対応の困難さとなり合理的配慮には程遠い。
一人でも多くの声を拾って、合理的配慮につなげてほしい。
- ・専門職の研修
専門職にある人でも、てんかんについて分からないことが多い。医療従事者、保健師、教員等の研修が必要。
- ・てんかんは対応が難しいことであらゆる場で敬遠されることが多い。教育、就労、福祉サービスの面においても(ショートステイ、グループホーム)。

教育長等宛て

学校教育の中におけるてんかんの理解と安心して学習できる環境整備

- ・発作時の坐薬の挿入や、頓服薬の服用が医療行為として制限されることなく、保護者からの依頼が日常的な支援として実施できる体制が必要。
- ・過度な行動制限(水泳、校外学習、宿泊研修等)をせず、差別につながらない適切な対応の下で、本人の力が発揮しやすい学校生活が必要。
- ・教員のてんかんへの研修をしていただきたい。

県立学校宛て

学校教育の中におけるてんかんの理解と安心して学習できる環境整備

- ・発作時の坐薬の挿入や、頓服薬の服用が医療行為として制限されることなく、保護者からの依頼が日常的な支援として実施できる体制が必要。
- ・過度な行動制限(水泳、校外学習、宿泊研修等)をせず、差別につながらない適切な対応の下で、本人の力が発揮しやすい学校生活が必要。

警察本部宛て

- ・てんかんの人による事故以来、てんかんを一括りにして危険視される風潮が高まっている。事故や事件の際の発表は、他のてんかん当事者や関係者の生活に支障をきたさない慎重さを期していただきたい。